身体的拘束最小化の方針について

1. 基本方針

身体的拘束は、患者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。当院は、身体的拘束は原則として行わない。

患者の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束を安易 に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的拘束による身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束廃止に向けた意識をもち、緊急・やむを得ない場合を除き身体的拘束をしない医療・看護の提供に病院全体で取り組む。

２．身体的拘束最小化のための取り組み

１）患者さんの尊厳を尊重した身体的・精神的安楽を妨げない医療・看護を提供する

２）専任の医師、看護職員、薬剤師等の入院医療に係る多職種から構成される身体的拘束最小化チームを設置し、対象患者さんの状態把握と対応を検討する

３）身体的拘束最小化委員会を定期的に開催し、身体的拘束最小化の確認、改善を検討する

４）多職種での原因の分析、ケアについてカンファレンスで話合いを行う

５）職員全体の身体的拘束について知識向上を目的とした研修を実施する

３．身体的拘束の実施率

身体的拘束実施日数 **入院料算定日数**	2026 年 7 月	2026 年 8 月	2026 年 9 月	
地域包括ケア病棟	89/2425	101/2426	68/2385	
療養病棟	69/1833	62/1815	68/1763	
身体的拘束率				**3 か月平均**
地域包括ケア病棟	3.67%	4.16%	2.85%	**3.56%**
療養病棟	3.76%	3.43%	3.85%	**3.68%**

.